

# (仮称) 射水市アグリテックバレー推進サポートセンター

## 運營業務委託仕様書

### 1 業務名

(仮称) 射水市アグリテックバレー推進サポートセンター運營業務委託

### 2 目的

(仮称) 射水市アグリテックバレー推進サポートセンター (以下、「センター」という。) は、地方創生の考え方を農業施策の中に取り込み、都市圏にある人材や技術、資本を本市へ呼び込むとともに、農業と融合させ、加えて、スマート農業の普及や農業DX等により農業の成長産業化を目指す「射水市アグリテックバレー構想」を推進することを目的に設置する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

上記期間は設置までの準備期間も含むものとし、令和7年12月末日までに業務を開始するものとする。

### 4 事業方針

- ・ 新規就農者の確保・育成
- ・ 多様な人材の活用
- ・ リーディング経営体の育成・集落営農の後継者対策
- ・ 生産性・収益性の向上

### 5 センターの概要

#### (1) 設置場所

射水市流通センター水戸田2-3-1

アグリライミズ 3階

延床面積 36.4㎡

※ 上記施設を想定しているが、提案も受け付ける。

#### (2) 支援対象

市内農業経営体、市内での新規就農希望者及び市内農業経営体とマッチングを希望する市内外企業とする。

### (3) 相談体制

窓口は週5日以上開所することとし、開所時間は午前10時から午後5時までを基本とする。

原則として、センターの中心的な役割を担う専門性の高いアドバイザーを1名以上配置し、常駐すること。ただし、別の手法により、常駐と同様なサービスを提供できる場合は、提案を受け付ける。その場合においても、週2日以上は常駐すること。

また、センターには原則として1名は常駐すること。

### (4) 利用料金 無料

## 6 業務内容

ここに示す業務内容は、センター運營業務に最低限必要な事項を示したものであるため、受託者は当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

### (1) センター開設準備

令和7年12月の相談体制スタートに向けて、円滑なセンター運営開始のための情報共有及び取決めを行う。

- ① サービス提供開始に向けた現状分析とそれに伴う今後の運用調整
- ② 相談体制の調整（相談事業者の現状に即した専門人材の配置と相談体制の検討・対応など）
  - ア アドバイザーは、就農相談等に関する経験、実績を有する人材を1名以上配置し、相談業務にあたること。
  - イ 各種分野の専門知識を有した効果的な支援を行うこととする。
- ③ 支援業務受け入れ準備（予約体制、相談者カルテの運用、今後の相談者データ集計方法等の協議）
- ④ 県内支援機関との協力体制づくりの提案、協議
- ⑤ 成果報告、検証及び評価のための指標設定（KPI）と報告スキームについて市と情報共有を行う。
- ⑥ 事業のコンセプトや地域活性化を連想させ、親しみが持てるようなセンター愛称の提案と打合せ
- ⑦ センターの整備、レイアウトに関する打合せ
- ⑧ オープニング行事の開催
- ⑨ その他開設までに必要な事項

## (2) センター開設後

### ① 新規就農者の確保・育成に関すること

- ・ 新規就農者のワンストップ相談窓口の設置
- ・ 射水市全体の現状や各経営体の抱える課題把握を通じた相談支援
- ・ セミナー、体験ツアー、マッチングイベント等の開催
- ・ 輸出も含めた出口戦略に重点を置いた伴走型のコンサルティング
- ・ 遊休農地など、作目毎のテストフィールドの設定
- ・ 県内外から人材を幅広く(水稻、園芸、有機栽培、農産物加工など)募集した、農業体験ツアーの実施
- ・ 希望する生産物に合わせ、市内の生産技術を持つ方を相談役とした、新規就農者の孤立対策
- ・ 上記を通して持続可能な農業経営の推進を図り、農業の諸課題解決に向けた好事例を生み出すための対策
- ・ 4年目以降、自走的にプロジェクトに取り組む組織の設立(ファンド構築)や組織体制(構成員)の検討のための協議会設立に対するロードマップ等の提案

### ② 多様な人材の活用に関すること

- ・ 女性を含む若い農業者のネットワーク化・育成
- ・ 農福連携による障がい者等への就労を促進するための体験会・相談会の開催
- ・ 地域活性化企業人の活用(派遣型・副業型・シニア型)や、副業人材というような地域外の企業と連携するなど、多様な人材が農業分野で活躍できるよう支援の実施
- ・ 有機農業の拡大を目指すべく、セミナーの開催や意見交換会の実施

### ③ リーディング経営体の育成・集落営農の後継者対策に関すること

- ・ 農業における技術・知見を持つ企業とのマッチング、大企業などの人材の副業マッチングなどにより農産物の高付加価値化に向けた人材確保
- ・ 本市においては集落営農型の農事組合法人が多いことから、波及効果を狙った専従者の配置体制のモデル経営体の指定

### ④ 生産性・収益性の向上に関すること

- ・ 全農Z-G I Sの活用方策の調査
- ・ 出口戦略を持った企業との協議(営業活動・輸出)の伴走支援
- ・ 農地G I Sとスマート農業機械・設備との連動

## 7 提出書類

報告書等提出物及び提出期限は、次のとおりとし、受託者は、遅滞なく次に掲げる資料を市へ提出するものとする。なお、提出期限は現時点における見込みであり、前後することがある。

- (1) 各年度実績報告書、業務完了届、事業完了届  
⇒提出期限：年度末
- (2) 月報及び相談カルテ(月例報告資料用集計)  
⇒提出期限：翌月 10 日
- (3) その他市が必要とする書類  
⇒随時

## 8 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。

## 9 受託者の責務

受託者は、業務の目的を理解して最高の効果を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、市と協議の上、誠意を持って対応するものとする。

## 10 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と必要に応じて協議・打合せを行うものとする。

## 11 資料の貸与

市が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

## 12 業務実施上の条件

- (1) 契約期間中、本委託業務に専念して従事のできる者を配置し、常に連絡調整が行える体制を整えること。
- (2) 業務は、市との連携を密にして遂行すること。
- (3) 原則として、本委託業務に従事する者を契約期間中、変更できないこと。  
ただし、事故等の止むを得ない事情がある場合は、事前に市と協議して了承を得ること。

- (4) 委託契約金額には、企画、人件費、旅費、交通費、家賃、光熱水費、通信費、燃料費、車両費用、消耗品費及び印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含むものであること。
- (5) 本業務に従事する受託者の職員に対する指示、労務管理及び安全衛生等に関する一切の指揮命令は、その作業場所の如何にも関わらず、受託者が行うこと。

### 1 3 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は、速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。業務内容について疑義が生じた場合も同様とする。

### 1 4 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施する上で必要と考えられる場合、受託者は、市の了解を得た上で、関係官庁及び団体等と協議を行うものとし、協議内容については、速やかに整理、記録し、市に報告するものとする。

### 1 5 秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報や秘密等を他に漏らしてはならない。

### 1 6 情報の取り扱い

- (1) 本業務を行うために市が提出した情報については、次に掲げる事項を行ってはならない。
  - ① 漏えい、紛失及び改ざんすること。
  - ② 本業務以外に使用すること。
  - ③ 市の許可無しに第三者に提供すること。
  - ④ 市の許可無しに複写すること。
- (2) 市民等情報に関して提出した資料は、市に返還し、また、電子データは消去しなければならない。
- (3) 市民等情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

### 1 7 資料・情報の帰属

本業務による資料や情報及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。

なお、市の承諾を受けないで他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。

受託者は、本市による委託業務に伴う相談カルテ、相談事業者データ、報告書、分析データなどを本業務終了まで保存し、本業務終了後これを射水市に引き継がなければならない。ただし、市が保存の必要がないと認めたものについてはこの限りでない。

## 18 納品場所

本業務の成果品等の納入先は、射水市農林水産課とする。